

# 株 主 各 位

東京都港区南青山七丁目1番5号  
**株式会社 グローバルダイニング**  
代表取締役社長 長 谷 川 耕 造

## 第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成28年3月25日（金曜日）午後7時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年3月26日（土曜日）午前10時（受付開始9時30分）
2. 場 所 東京都港区西麻布1丁目13番11号 1階  
当社店舗「権八 西麻布」  
※開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。
3. 目的事項  
報 告 事 項
  - 1 第43期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結  
計算書類監査結果報告の件
  - 2 第43期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 【会場変更のお知らせ】

本総会は、昨年と開催会場が異なります。また、昨年同様、株主懇談会の開催はございませんので、あらかじめご了承ください。詳細は、2頁（注）をご高覧ください。

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

## 4. 議決権の行使についてのご案内

### (1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月25日（金曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。

### (2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、平成28年3月25日（金曜日）午後7時までにご行使ください。

以上

- 
- (注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.global-dining.com/>) において掲載することにより、お知らせいたします。
3. 株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は当社ホームページに掲載させていただきます。
4. 当社は、従来、株主総会を権八 G-Zone銀座（中央区銀座）で開催してまいりましたが、同店の一部改装により開催が困難となりましたため、本株主総会におきましては、本社から近く、当社の旗艦店である権八 西麻布（港区西麻布）で開催することを決定いたしました。会場をお間違えないよう、末尾のご案内図をご参照ください。
5. 定時株主総会終了後の株主懇談会は、昨年より中止とさせていただいております。本株主総会後においても開催の予定はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- なお、株主総会終了後、株主の皆様から貴重なご意見を賜る良い機会として、当社代表取締役社長 長谷川耕造及び役員・経営幹部との対話の場を設けさせていただきますので、お気軽にご出席いただき、ご意見を賜りたいと存じます。

### 【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて議案の賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成28年3月25日（金曜日）午後7時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて、複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

### 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。


- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0 以上を使用することができること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。  
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）


（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

### 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

【専用ダイヤル】  0120-652-031（午前9時～午後9時）

<議決権行使に関する事項以外のご照会>  0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

## 事業報告

(自 平成27年1月1日)  
(至 平成27年12月31日)

### I 企業集団の現況

#### 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各種政策の効果や雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米国の金融政策の正常化が進む中、中国を始めとするアジア新興国等の海外景気の不安などにより先行き不透明な状態で推移しました。

外食産業におきましても、個人消費に持ち直しの動きがみられ、徐々に改善傾向にあるものの不安定な状況が続いております。

こうした中、当社グループは厳しい経営環境下においても持続的な収益成長を可能とする事業基盤の確立を目指し、顧客ニーズに対応したメニューの作成、人材の発掘と教育に力を入れ既存店の業績向上に取り組んでまいりました。また、新規設備投資として店舗の一部改装を行うことで新たな居住空間を提供し、高い付加価値を生み出す取り組みを進めております。

さらに経営資源の効率的運用及び収支改善を図るため、収益改善の見込めない「ラ・ボエム クアリタ天神」及び「権八天神」を閉店いたしました。その他、ロスアンジェルス「モンスーンカフェ サンタモニカ」の全面改装を進めております。この結果、当連結会計年度における売上高は、95億37百万円（前年同期比6.5%減）となり、当連結会計年度末の総店舗数は47店舗となりました。

また、損益につきましては、営業利益1億42百万円（前連結会計年度は営業損失1億51百万円）、経常利益1億54百万円（前連結会計年度は経常損失74百万円）となりました。

当期純損失は、減損損失1億78百万円を特別損失として計上したことなどにより、22百万円（前連結会計年度は当期純損失3億38百万円）となりました。

## 企業集団の営業形態別の売上高

営業形態区分	売上金額	構成比
ラ・ボエム（イタリア料理）	2,891 <sup>百万円</sup>	30.3%
ゼスト（メキシコアメリカ料理）	380	4.0
モンズーンカフェ（アジア料理）	2,458	25.8
権八（和食）	2,410	25.3
ディナーレストラン（国際折衷料理）	728	7.6
フードコロシウム（フードコート）	243	2.5
その他	425	4.5
合計	9,537	100.0

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資については、海外店舗の改装工事を中心に総額3億51百万円の投資を実施いたしました。

#### 当連結会計年度中に閉鎖した店舗

設備名	所在地	設備の内容	備考
L B 7	東京都港区	店舗	平成27年1月閉鎖
ラ・ボエム クアリタ天神	福岡県福岡市	店舗	平成27年3月閉鎖
権八 天神	福岡県福岡市	店舗	平成27年3月閉鎖

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資または長期社債発行による資金調達は行っておりません。なお、当期の設備資金等及び運転資金等の必要資金は、自己資金、借入金及び社債により賅っております。

#### ④ 対処すべき課題

米国での利上げ局面入りや、中国をはじめとした新興国経済の減速懸念などによる外需環境の影響を受け、国内の景況感は先行き不透明な様相となっております。また、平成29年4月に予定されている消費税率の引き上げによる外食業界の需要の落ち込みも懸念されるなど、当社グループを取り巻く事業環境は引き続き厳しい状況が予想されます。

こうした中、当社グループといたしましては、優秀な人材の発掘と次世代経営幹部の育成を最重要課題として位置付け、マネジメントや商品知識を学ぶ集合研修・勉強会、各種認定試験、料理・サービスコンテストなどの社員教育プログラムの拡充に加えて、経営者自らが企業理念や経営方針のみならず、店舗経営に必要なリーダーとしての心構えや役割、具体的な店舗オペレーションを若手社員に直接指導する機会を持ち、従業員の意識・能力向上に努めております。さらには、人事委員会を設置し、人材発掘能力と人材育成能力それぞれの能力に長けたリーダーの経営参画の推進を通じて、効果的な組織運営にも努めております。

また、コストの最適化も継続しつつ、安心安全な食材の調達及び顧客ニーズに合ったメニュー開発による商品力強化と、継続的な設備投資（店舗の改装や新規出店）を行い、顧客満足度の向上に努めてまいります。

これらの活動によって、今後もより高いレベルの料理・サービス・空間の提供にこだわり続け、環境の変化や競争の激化に対応できる強固な経営体制の構築を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### ⑤ 財産及び損益の状況の推移

##### (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第40期 (平成24年12月期)	第41期 (平成25年12月期)	第42期 (平成26年12月期)	第43期 (当連結会計年度) (平成27年12月期)
売 上 高 (百万円)	11,813	10,932	10,198	9,537
営業利益又は営業損失(△) (百万円)	△53	170	△151	142
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△35	234	△74	154
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△191	385	△338	△22
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△19.07	38.36	△33.67	△2.28
総 資 産 (百万円)	8,360	8,219	7,720	7,373
純 資 産 (百万円)	3,813	4,418	4,242	4,225

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第40期 (平成24年12月期)	第41期 (平成25年12月期)	第42期 (平成26年12月期)	第43期(当期) (平成27年12月期)
売 上 高 (百万円)	11,203	10,279	9,513	9,410
営 業 利 益 (百万円)	11	259	5	271
経 常 利 益 (百万円)	0	300	61	282
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△155	129	△180	105
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△15.50	12.87	△17.93	10.45
総 資 産 (百万円)	8,979	8,410	7,918	7,717
純 資 産 (百万円)	4,522	4,657	4,477	4,587

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

⑥ 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
グローバルダイニング、インク・オブカリフォルニア	3,398,030千円 (US\$ 32,578,630)	100.0%	レストラン経営による飲食事業

(注) 資本金の( )内は、現地通貨で表示し、円換算は取得時の為替レートで算出しております。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

⑦ 主要な事業内容 (平成27年12月31日現在)

当社グループは、「ラ・ボエム」、「ゼスト」、「モンスーンカフェ」、「権八」、「デイナーレストラン」などのレストラン経営による飲食事業を営んでおります。

⑧ 主要な店舗及び事業所（平成27年12月31日現在）

株式会社グローバルダイニング

(1) 本社事務所 東京都港区

(2) 店 舗

営業形態区分	店舗数	所在地別			
ラ ・ ボ エ ム	17	東京都中央区	2店	東京都港区	5店
		東京都渋谷区	4店	東京都世田谷区	2店
		東京都新宿区	1店	神奈川県横浜市	1店
		東京都目黒区	1店	大阪府大阪市	1店
ゼ ス ト	4	東京都中央区	1店	東京都港区	2店
		東京都渋谷区	1店		
モンsoonカフェ	12	千葉県浦安市	1店	東京都中央区	1店
		東京都港区	3店	東京都渋谷区	3店
		神奈川県横浜市	1店	東京都目黒区	1店
		大阪府大阪市	1店	千葉県船橋市	1店
権 八	6	東京都中央区	1店	東京都港区	2店
		東京都渋谷区	1店	神奈川県横浜市	1店
		東京都世田谷区	1店		
ディナーレストラン	4	東京都港区	1店	東京都渋谷区	3店
フードコロシウム	1	栃木県那須塩原市	1店		
そ の 他	2	東京都中央区	1店	東京都文京区	1店
合 計	46	—			

グローバルダイニング、インク．オブ カリフォルニア

(米国子会社)

(1) 本社事務所 米国カリフォルニア州

(2) 店 舗

営業形態区分	店舗数	所在地別	
ディナーレストラン	1	米国カリフォルニア州	1店
合 計	1	—	

(注) 上記の店舗の他に、改装工事中の1店舗が米国カリフォルニア州にあります。



⑨ 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

(1) 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 243	名 3 (増)	歳 32.4	年 3.6

(注) 従業員に臨時従業員は、含まれておりません。なお、臨時従業員の平成27年12月における平均雇用人員は、747名（8時間×20日を1名として換算）であります。

(2) 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 238	名 9 (増)	歳 32.3	年 3.6

(注) 従業員に臨時従業員は、含まれておりません。なお、臨時従業員の平成27年12月における平均雇用人員は、737名（8時間×20日を1名として換算）であります。

⑩ 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	580,849千円
株式会社静岡銀行	154,784千円

## II 会社の株式に関する事項

### 株式の状況

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 16,896,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 10,072,600株 |
| ③ 期末株主数    | 3,193名      |
| ④ 大株主      |             |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
長谷川耕造	6,292	62.50
有限会社スペースラブ	792	7.87
ハセガワインターナショナルトレードカンパニー	626	6.22
奥平健一	500	4.97
株式会社古舘篤臣総合事務所	101	1.01
中村進	41	0.41
デービット・リープレック	24	0.25
JPモルガン証券株式会社	23	0.23
小林庸磨	21	0.22
佐久間優行	20	0.20
笹山直人	20	0.20

(注) 持株比率は、自己株式3,190株を控除して算出しております。

## III 会社の新株予約権等に関する事項

### 1. 当事業年度末日において、当社役員が保有している新株予約権の状況

#### ① 当社取締役(社外取締役を除く)の状況

	行使価額	行使期限	新株予約権の 数	目的となる株式 の種類及び数	保有者数
第12回新株予約権	198円	平成30年3月29日	55個	普通株式 5,500株	1名
第14回新株予約権	112円	平成32年9月14日	1,950個	普通株式 195,000株	1名

(注) 取締役就任前に付与された新株予約権の個数も含めております。

#### ② 当社の社外取締役の状況

	行使価額	行使期限	新株予約権の 数	目的となる株式 の種類及び数	保有者数
第14回新株予約権	112円	平成32年9月14日	50個	普通株式 5,000株	1名

## 2. 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況

平成27年11月24日開催の取締役会決議による新株予約権（第16回）

	当社使用人（うち執行役員）	子会社の使用人
交付者数	92名（4名）	1名
新株予約権の数	1,135個（120個）	20個
目的である株式の種類及び数	普通株式113,500株（12,000株）	普通株式 2,000株
新株予約権の払込金額	無償	
新株予約権1個当たりの株式数	100株	
新株予約権の行使価額	1個につき36,200円	
新株予約権の行使期間	平成29年12月16日から平成37年11月23日まで	
新株予約権の行使条件	1. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、取締役又は監査役の任期満了による退任或いは使用人の定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 3. 新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権を2回を超える回数に分割して行使することはできない。 4. その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	

## 3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## IV 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の状況

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川 耕 造	
取締役総務部長	小 林 庸 麿	
取締役	西 マイケル	ウェッツェル・プレッツェル, エルエルシー最高財務責任者
取締役	デービット・リーブレック	アイ・モバイル株式会社代表取締役 株式会社エッセンシャル代表取締役 株式会社eヘルスケア代表取締役
常勤監査役	若 畑 博	
監査役	澤 健 介	澤 健 介 公 認 会 計 士 事 務 所 所 長
監査役	松 田 純 一	松 田 綜 合 法 律 事 務 所 所 長 ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社監査役 郡山ビューホテル株式会社監査役 Dua & Matsuda Advisory株式会社代表取締役 大和ハウス不動産投資顧問株式会社監査役 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社監査役

- (注) 1. 取締役デービット・リーブレック氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役澤健介及び松田純一の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役澤健介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 監査役澤健介及び松田純一の両氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。  
 5. 取締役山下優子氏は、任期満了により平成27年3月21日開催の第42回定時株主総会終結のときをもって退任いたしました。

### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員としての有用な人材を迎えることができるよう、社外役員全員と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

### 3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	44,513千円 (1,233千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	6,150千円 (3,600千円)
計	8名	50,663千円

- (注) 1. 取締役の員数及び報酬には、平成27年3月21日開催の第42回定時株主総会終結のときをもって退任した1名に対する報酬を含めております。  
 2. 上記報酬等の額には、取締役3名に対して総額1,313千円(うち社外取締役1名に33千円)の新株予約権にかかる費用を含んでおります。

#### 4. 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼職先	当該他の法人等との関係
デービット・リーブレック	アイ・モバイル株式会社 株式会社エッセンシャル 株式会社 eヘルスケア	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
澤 健 介	澤 健 介 公 認 会 計 士 事 務 所	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
松 田 純 一	松 田 綜 合 法 律 事 務 所 ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社 郡山ビューホテル株式会社 Dua&Matsuda Advisory株式会社 大和ハウス不動産投資顧問株式会社 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。

##### ② 主な活動状況

	氏名	主な活動状況
取締役	デービット・リーブレック	当事業年度に10回開催した取締役会のうち9回に出席し、当社と関係しない独立した立場で議案審議に必要な発言を適宜行っております。また、国際性に富み、会社経営及び企業金融の専門的見地からの発言を行っております。
監査役	澤 健 介	当事業年度に10回開催した取締役会のうち全て、14回開催した監査役会のうち13回に出席し、当社と関係しない独立した立場で議案審議に必要な発言を適宜行っております。また、公認会計士としての会計・財務の専門的見地からの発言を行っております。
	松 田 純 一	当事業年度に10回開催した取締役会のうち9回、14回開催した監査役会のうち12回に出席し、当社と関係しない独立した立場で議案審議に必要な発言を適宜行っております。また、弁護士としての専門的見地及び豊富な監査役の実験に基づき発言を行っております。

## V 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保する体制

当社及び子会社は、平成27年5月1日施行の改正会社法に基づき、平成27年6月22日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針について決議しております。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「企業理念」及び「コンプライアンス規程」を定めております。

また、その徹底を図るために、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、各部門と連携し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施するよう努めております。さらに、コンプライアンス上疑義ある行為について、当社及び子会社の取締役及び全ての従業員が、社内の通報窓口へ通報出来る制度を整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行うものとします。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で、定められた期間、保存・管理するものとします。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおける組織横断的なリスクについては、当社の代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、当社及び当社グループに適用される「全社リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築し、内部監査室等の指摘等を勘案し、適宜改善をしていくものとします。

不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとします。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は年10回定例で開催され、全社リーダー会議を原則月2回定期的で開催するほか、適宜臨時に開催するものとしております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めております。

年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定しており、取締役、常勤監査役及び各部門長により構成された全社リーダー会議において、定期的に各部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとします。

また当社は、子会社について、関係会社管理規程に基づき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督します。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社グループの企業理念をグループ全体で遵守し、適宜に教育啓蒙活動をするものとします。子会社は重要事項決定にあたり、その決定の客観的公正性を担保する目的から、当社取締役会に付議の上、決定するものとします。

当社の内部監査室等は、当社グループ会社を横断的に、内部統制システムの整備を推進し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保し、その結果を定期的に取締役会、監査役会及び全社リーダー会議に報告するものとします。内部監査室及び監査役は、会計監査人と連携し、当社グループ全体の経営の監視、監査を実効的かつ適切に行うものとしております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における該当使用人に関する事項及び監査役の該当使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、これに応じるものとします。監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人の業務が円滑に行われるよう、当社の取締役及び使用人は監査環境の整備に協力するものとします。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の独立性を確保するため、監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事及びその変更については、監査役会の同意を要するものとします。使用人は、監査役の業務を補助するにあたって、取締役の指揮命令を受けないものとします。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社または当社グループの業務または業績に与える重要な事項を発見した場合は、遅滞なく当社の監査役に報告するものとします。前記に関わらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとします。

当社の監査役は、会計監査人及び内部監査室と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとしております。

また、当社グループは、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、人事その他の一切の点に関して不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底するものとします。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の方針、並びに、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 各監査役は監査役会が定めた年間計画に従って取締役の職務執行の監査を行うものとします。
  - 2) 常勤監査役は、全社リーダー会議その他重要会議に出席するものとします。
  - 3) 監査役ないし監査役会、内部監査部門及び会計監査人の間で、定期的な会合を行うなどの密接な連携をとるものとします。
  - 4) 監査役は、会合、業務執行状況についてのヒアリング等により、取締役、主要部門長との意思疎通を図るものとします。
  - 5) 取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と子会社の取締役等との意思疎通、情報収集・交換が適切に行えるよう協力するものとします。
  - 6) 監査役は、監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を当社に請求することができ、当社は、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力を排除していくことは企業としての責務であり、業務の適正性を確保するために必要であることをすべての取締役及び使用人が深く認識し、不当要求防止責任者を設置し、所管警察・弁護士と緊密な連携をとり、反社会的勢力の要求に対しては断固たる姿勢をもって取り組む体制をとっております。



### 3. 業務の適正を確保する体制の運用状況

当社の業務の適正を確保する体制の最近1年間（当事業年度の末日から遡って1カ年）における実施状況は次のとおりであります。

- ① 「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する方針」について平成27年6月22日の当社取締役会の決議により一部改定いたしました。当該変更の後に、イントラネットにて周知を図り、対応を指示いたしました。
- ② 取締役会を年10回定例開催し、当社及び子会社の法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等、経営に関する重要事項を決定しております。また、取締役会には監査役が出席しており、月次業績報告を受けた上で、経営業績の分析・対策・評価を検討することにより、職務執行を監督及び法令・定款等への適合性を確保いたしました。
- ③ 全社リーダー会議は、原則月2回定期開催し、そのメンバーは取締役、常勤監査役、各部門長が出席しており、職務執行に関して速やかな軌道修正を可能にしております。全社リーダー会議後、この機関構造を基本とした上で、経営上の意思決定の透明性を確保することを目的として、民主主義のシステムを取り入れ全店舗参加の店長会議が業務執行における意思決定機関として機能しております。常勤監査役は重要会議に出席し会議の監督を行っており、その内容を社外監査役へ情報共有しております。また、全ての会議は議事録を作成し「文書管理規程」に基づき適正に保管管理を行っております。
- ④ 監査役会は14回定例開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について会計監査人より四半期毎に監査の報告を受け監査の方法の検討を行いました。また、事務局を設置し監査役の職務を補助する体制をつくり、監査役会からの質問、情報提供依頼等に対応できる体制と、会計監査人及び内部監査室と意思疎通・連絡・報告を密接に行える体制を確保しております。
- ⑤ 組織横断的なリスクについては、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、総務管理グループが事務局となり迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制と適切な対応を図るべく、組織体制整備の充実に取り組んでおります。
- ⑥ 反社会的勢力の要求に対しては断固たる姿勢を持って取り組む体制を継続しているほか、契約書等への反社会的勢力排除条項の記載を継続しております。

### 4. 株式会社の支配に関する基本方針

当社グループでは、会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## VI 会計監査人に関する事項

### 1. 名称

新日本有限責任監査法人

### 2. 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,700千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,700千円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 5. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

## 6. 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付けで発表した懲戒処分等の概要

### ① 処分対象

新日本有限責任監査法人

### ② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3月

(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

業務改善命令(業務管理体制の改善)

### ③ 処分理由

ア 株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した

イ 同監査法人の運営が著しく不当と認められたため

## VII 剰余金の配当等の決定に関する方針

### 1. 剰余金の配当等に関する中長期的な方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要と認識しており、利益の配分につきましては、内部留保を充実させることにより財務体質の健全性を図りつつ、安定配当を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、新規出店の設備投資及びシステム整備など、企業価値向上に資するさまざまな投資に活用することで、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただき所存であります。

### 2. 当期の配当等の決定の理由

当期期末配当金につきましては、当期純損失が22百万円となり、今後も依然として厳しい事業環境等が予想されることにより、財務体質の健全性を図ることを最重要課題と位置づけ、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきました。

---

(注) 本事業報告中の記載金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>1,321,516</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,256,824</b>
現金及び預金	608,641	買掛金	380,499
売掛金	365,406	1年内返済予定の長期借入金	152,023
商品及び製品	13,156	リース債務	4,632
原材料及び貯蔵品	165,792	未払金	112,278
前払費用	122,222	未払費用	364,197
繰延税金資産	29,825	未払法人税等	53,101
その他	16,472	未払消費税等	84,598
<b>固定資産</b>	<b>6,051,973</b>	その他	105,492
<b>有形固定資産</b>	<b>4,678,119</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,890,813</b>
建物及び構築物	1,639,806	社債	670,000
車両運搬具	6	長期借入金	583,610
工具、器具及び備品	102,156	リース債務	16,245
土地	2,705,970	退職給付に係る負債	30,768
リース資産	14,228	繰延税金負債	36,985
建設仮勘定	215,949	資産除去債務	553,204
<b>無形固定資産</b>	<b>12,405</b>	<b>負債合計</b>	<b>3,147,638</b>
ソフトウェア	11,405	<b>純資産の部</b>	
電話加入権	967	<b>株主資本</b>	<b>4,287,230</b>
その他	32	資本金	1,473,579
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,361,448</b>	資本剰余金	2,128,579
投資有価証券	32,642	利益剰余金	688,653
長期前払費用	4,776	自己株式	△3,582
差入保証金	1,324,029	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△71,888</b>
		その他有価証券評価差額金	7,148
		為替換算調整勘定	△79,037
		<b>新株予約権</b>	<b>10,510</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>4,225,851</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,373,489</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>7,373,489</b>

## 連結損益計算書

(自 平成27年1月1日)  
(至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,537,736
売 上 原 価		8,563,308
売 上 総 利 益		974,427
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		832,058
営 業 利 益		142,368
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	62	
為 替 差 益	4,479	
設 備 賃 貸 料	9,475	
そ の 他	31,003	45,021
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25,380	
そ の 他	7,676	33,056
経 常 利 益		154,332
特 別 損 失		
減 損 損 失	178,897	
店 舗 閉 鎖 損 失	11,247	190,144
税金等調整前当期純損失		35,812
法人税、住民税及び事業税	41,960	
法人税等調整額	△54,892	△12,931
少数株主損益調整前当期純損失		22,880
当 期 純 損 失		22,880

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年1月1日  
至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,472,118	2,127,118	711,533	△3,565	4,307,204
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の 行使)	1,461	1,461	—	—	2,922
当期純損失	—	—	△22,880	—	△22,880
自己株式の取得	—	—	—	△16	△16
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	1,461	1,461	△22,880	△16	△19,974
当期末残高	1,473,579	2,128,579	688,653	△3,582	4,287,230

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	5,825	△79,601	△73,776	9,419	4,242,848
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の 行使)	—	—	—	—	2,922
当期純損失	—	—	—	—	△22,880
自己株式の取得	—	—	—	—	△16
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	1,322	564	1,887	1,090	2,977
当期変動額合計	1,322	564	1,887	1,090	△16,996
当期末残高	7,148	△79,037	△71,888	10,510	4,225,851

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項  
連結子会社の数 1社  
連結子会社の名称  
グローバルダイニング、インク・オブ カリフォルニア（米国）
2. 持分法の適用に関する事項  
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度に関する事項  
連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - ①有価証券の評価基準及び評価方法  
その他有価証券  
(a)時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。  
(b)時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
    - ②デリバティブの評価基準及び評価方法  
デリバティブ  
時価法によっております。
    - ③たな卸資産の評価基準及び評価方法
      - (a)商品及び製品 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
      - (b)原材料 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
      - (c)貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
  - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
    - ①有形固定資産(リース資産を除く)  
定率法によっております。  
ただし、平成10年4月1日以降取得の建物(建物付属設備を除く)は定額法によっております。  
定期借地権契約による借地上の建物及び構築物については、定期借地権の残存期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。  
また、在外連結子会社は、主として定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物及び構築物 10～41年  
工具、器具及び備品 3～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、過去の貸倒実績及び回収不能が見込まれる債権残高がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

②店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、将来発生すると見込まれる損失額がないため、店舗閉鎖損失引当金は計上しておりません。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

(a)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

(b)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段      金利スワップ

ヘッジ対象      借入金

(c)ヘッジ方針

借入金の利息相当額の範囲内で市場金利変動リスクを回避する目的で行っております。



(d)ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、連結子会社には退職金制度はありません。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 表示方法の変更に関する注記

### 連結損益計算書の表示方法の変更

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「設備賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

## 会計上の見積りの変更に関する注記

### 資産除去債務の見積額の変更

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用及び店舗の使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に64,977千円加算しております。

なお、この変更に伴って計上した有形固定資産については、減損損失として処理をしましたので、当該見積りの変更の結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純損失は64,977千円増加しております。

### 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
建物及び構築物	525,409千円
土地	1,912,340千円
計	2,437,750千円
(2) 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	152,023千円
長期借入金	583,610千円
計	735,633千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	7,280,442千円

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数	
普通株式	10,072,600株
2. 配当に関する事項	
(1) 配当金支払額	
該当事項はありません。	
(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの	
該当事項はありません。	
3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	228,000株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金での運用に限定し、また、資金調達については、主に銀行借入及び社債により調達しております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金並びに未払費用は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、一部変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、現在及び将来の変動金利長期借入金の支払利息を固定化するために金利スワップを利用しております。なお、ヘッジ会計の評価方法等については、前述の「ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当社グループは、営業債権について、担当部署において信用調査を行い、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

##### ②市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の実行、管理につきましては、取引及び取引限度額の設定等を、財務経理グループが取締役会において承認を得て行っており、取引結果については定例取締役会に報告を行うことになっております。

##### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、財務経理グループが預金残高の管理を行い、また、適時に資金繰計画を作成・更新することで、充分な手許流動性を確保しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)をご参照ください)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	608,641	608,641	—
(2) 売掛金	365,406	365,406	—
(3) 投資有価証券	14,551	14,551	—
資産計	988,598	988,598	—
(1) 買掛金	380,499	380,499	—
(2) 未払金	112,278	112,278	—
(3) 未払費用	364,197	364,197	—
(4) 未払消費税等	84,598	84,598	—
(5) 社債	670,000	672,518	2,518
(6) 長期借入金	735,633	734,895	△737
負債計	2,347,206	2,348,988	1,781

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

### (1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

### 負 債

### (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、並びに(4) 未払消費税等

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (5) 社債、並びに(6) 長期借入金

これらはすべて元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## デリバティブ取引

当連結会計年度末において該当取引はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
差入保証金	1,324,029
出資金	18,091

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としておりません。

### 1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 418円63銭
- 1 株当たり当期純損失 2円28銭

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>1,278,840</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,238,310</b>
現金及び預金	595,193	買掛金	374,825
売掛金	363,515	1年内返済予定の長期借入金	152,023
商品及び製品	13,156	リース債務	4,632
原材料及び貯蔵品	159,856	未払金	112,278
前払費用	109,897	未払費用	357,631
繰延税金資産	29,825	未払法人税等	53,101
その他	7,395	未払消費税等	83,492
<b>固定資産</b>	<b>6,438,164</b>	前受収益	43,238
<b>有形固定資産</b>	<b>3,273,511</b>	その他	57,087
建物	1,261,058	<b>固定負債</b>	<b>1,890,813</b>
構築物	13,384	社債	670,000
車両運搬具	6	長期借入金	583,610
工具、器具及び備品	71,952	リース債務	16,245
土地	1,912,340	退職給付引当金	30,768
リース資産	14,228	繰延税金負債	36,985
建設仮勘定	539	資産除去債務	553,204
<b>無形固定資産</b>	<b>12,405</b>	<b>負債合計</b>	<b>3,129,124</b>
ソフトウェア	11,405	<b>純資産の部</b>	
電話加入権	967	<b>株主資本</b>	<b>4,570,221</b>
その他	32	資本金	1,473,579
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,152,247</b>	資本剰余金	2,128,579
投資有価証券	20,581	資本準備金	2,128,579
関係会社株式	1,368,621	利益剰余金	971,644
関係会社長期貸付金	435,209	利益準備金	8,614
長期前払費用	3,805	その他利益剰余金	963,030
差入保証金	1,324,029	別途積立金	3,500,100
		繰越利益剰余金	△2,537,069
		自己株式	△3,582
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>7,148</b>
		その他有価証券評価差額金	7,148
		<b>新株予約権</b>	<b>10,510</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>4,587,880</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,717,004</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>7,717,004</b>

# 損 益 計 算 書

(自 平成27年1月1日  
至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,410,865
売 上 原 価		8,346,802
売 上 総 利 益		1,064,062
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		792,476
営 業 利 益		271,586
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	392	
為 替 差 益	2,587	
設 備 賃 貸 料	8,503	
雇 用 調 整 助 成 金	4,000	
そ の 他	23,821	39,304
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,320	
社 債 利 息	12,060	
そ の 他	3,241	28,622
経 常 利 益		282,268
特 別 損 失		
減 損 損 失	178,897	
店 舗 閉 鎖 損 失	11,247	190,144
税 引 前 当 期 純 利 益		92,123
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	41,960	
法 人 税 等 調 整 額	△54,892	△12,931
当 期 純 利 益		105,055

## 株主資本等変動計算書

(自 平成27年1月1日  
至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,472,118	2,127,118	2,127,118	8,614	3,500,100	△2,642,124	866,589
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の 行使)	1,461	1,461	1,461	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	105,055	105,055
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	1,461	1,461	1,461	—	—	105,055	105,055
当期末残高	1,473,579	2,128,579	2,128,579	8,614	3,500,100	△2,537,069	971,644

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△3,565	4,462,260	5,825	5,825	9,419	4,477,505
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の 行使)	—	2,922	—	—	—	2,922
当期純利益	—	105,055	—	—	—	105,055
自己株式の取得	△16	△16	—	—	—	△16
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	—	—	1,322	1,322	1,090	2,413
当期変動額合計	△16	107,961	1,322	1,322	1,090	110,374
当期末残高	△3,582	4,570,221	7,148	7,148	10,510	4,587,880



## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

##### ②その他有価証券

(a)時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

(b)時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

##### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①商品及び製品 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

②原材料 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

③貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得の建物(建物付属設備を除く)は定額法によっております。

定期借地権契約による借地上の建物・構築物については、定期借地権の残存期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 10～41年

構 築 物 15～20年

工具、器具及び備品 3～20年

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (4) 長期前払費用  
均等償却によっております。
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
なお、当事業年度末においては、過去の貸倒実績及び回収不能が見込まれる債権残高がないため、貸倒引当金は計上しておりません。
- (2) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- (3) 店舗閉鎖損失引当金  
店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。  
なお、当事業年度末においては、将来発生すると見込まれる損失額がないため、店舗閉鎖損失引当金は計上しておりません。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) ヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。  
金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- |       |        |
|-------|--------|
| ヘッジ手段 | 金利スワップ |
| ヘッジ対象 | 借入金    |
- ③ヘッジ方針  
借入金の利息相当額の範囲内で市場金利変動リスクを回避する目的で行っております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法  
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。
- (2) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 表示方法の変更に関する注記

### 損益計算書の表示方法の変更

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「設備賃貸料」及び「雇用調整助成金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。

## 会計上の見積りの変更に関する注記

### 資産除去債務の見積額の変更

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用及び店舗の使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に64,977千円加算しております。

なお、この変更に伴って計上した有形固定資産については、減損損失として処理をしましたので、当該見積りの変更の結果、当事業年度の税引前当期純利益は64,977千円減少しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建	物	525,409千円
土	地	1,912,340千円
計		2,437,750千円

#### (2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	152,023千円
長期借入金	583,610千円
計	735,633千円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,675,658千円

### 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	435,209千円
--------	-----------

### 4. 取締役に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債務	672,015千円
------	-----------

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

3,190株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

退職給付引当金否認	10,003千円
事業所税否認	6,348千円
未払賞与否認	14,862千円
減価償却超過額	53,899千円
減損損失否認	97,793千円
関係会社株式評価損否認	340,821千円
未払事業税否認	4,518千円
繰越欠損金	514,311千円
資産除去債務	178,906千円
その他	11,221千円
繰延税金資産小計	<u>1,232,686千円</u>
評価性引当額	<u>△1,156,607千円</u>
繰延税金資産合計	76,078千円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△3,502千円
資産除去費用	<u>△79,736千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△83,238千円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u><u>△7,160千円</u></u>

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	グローバルダ イニング、イ ンク、 オプ カリフォルニア	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)	279,435千円	関係会社 長期貸付金	435,209千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

子会社に対する資金貸付の約定金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

### 2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員 主要株主	長谷川 耕造	被所有 直接62.6%	当社代表 取締役	社債の発行 (注)	—	社債	670,000千円
				社債利息の 支払(注)	12,060千円	未払費用	2,015千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入金利は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。社債の返済条件は、期間6年の一括償還となっております。

### 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 454円58銭
- 1株当たり当期純利益 10円45銭

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月23日

株式会社グローバルダイニング

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内藤 哲哉 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 博貴 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グローバルダイニングの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルダイニング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月23日

株式会社グローバルダイニング

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内藤 哲哉 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 博貴 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グローバルダイニングの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監査報告書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月23日

### 株式会社グローバルダイニング 監査役会

常勤監査役 若 畑 博 ⑩

監 査 役 澤 健 介 ⑩

監 査 役 松 田 純 一 ⑩

(注) 監査役 澤健介氏及び松田純一氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に規定する社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行することとしたいものであります。

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう、現行定款第25条の一部を変更するものであります。なお、この定款変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- ③ その他、上記の各変更に伴う条数等の変更をするものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<b>第1章 総 則</b>	<b>第1章 総 則</b>
第1条～第3条 (条文省略) (機関の設置)	第1条～第3条 (現行通り) (機関の設置)
第4条 当社は、取締役会、 <u>監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u>	第4条 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会及び会計監査人を置く。</u>
第5条～第17条 (条文省略)	第5条～第17条 (現行通り)
<b>第4章 取締役及び取締役会</b>	<b>第4章 取締役及び取締役会</b>
(員数)	(員数)
第18条 当社の取締役は、10名以内とする。  (新設)	第18条 当社の取締役 ( <u>監査等委員である取締役を除く</u> ) は、10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現行定款	変更案
<p>(選任) 第19条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任) 第19条 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行通り) 3 (現行通り) 4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。 5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期) 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第21条 (条文省略)</p>	<p>第21条 (現行通り)</p>
<p>(取締役会) 第22条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、前項の招集手続を省略して開催することができる。</p> <p>4 (条文省略)</p>	<p>(取締役会) 第22条 (現行通り)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、前項の招集手続を省略して開催することができる。</p> <p>4 (現行通り)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。ただし、下記の事項については、全取締役の3分の2以上の議決をもって行うものとする。</p> <p>(1) 取締役候補者の選任</p> <p>(2) 取締役の個別報酬額の決定</p> <p>2 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。ただし、下記の事項については、全取締役の3分の2以上の議決をもって行うものとする。</p> <p>(1) 取締役候補者の選任</p> <p>(2) 取締役(監査等委員である取締役を除く)の個別報酬額の決定</p> <p>2 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行通り)</p>
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><b>第5章 監査等委員会</b></p>
<p>(員数)</p> <p>第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(選任) 第28条 監査役は株主総会において選任する。	(削除)
2 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削除)
(補欠監査役)	(削除)
第30条 当社は、監査役が欠けた場合または法令もしくは定款に定めた監査役の員数を欠くこととなるときに備えて、株主総会において補欠の監査役を選任することができる。	
2 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。	(削除)
3 補欠監査役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該選任決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	(削除)
(常勤監査役)	(削除)
第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	
(監査役会)	(削除)
第32条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。	
2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。	(削除)
3 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、前項の招集手続を省略して開催することができる。	(削除)
4 監査役会の運営その他に関する事項は、法令または本定款に定めのある場合を除き、監査役会で定める監査役会規程による。	(削除)
(監査役会の決議方法)	(削除)
第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第35条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤監査等委員)</p> <p>第27条 <u>監査等委員会の決議により常勤監査等委員を若干名選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会)</p> <p>第28条 <u>当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、前項の招集手続を省略して開催することができる。</u></p> <p>3. <u>当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めのある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第37条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第29条～第34条 (現行通り)</p>



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。また、取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	はせがわ こうぞう 長谷川 耕 造 (昭和25年3月9日生)	昭和48年10月 有限会社長谷川実業設立 代表取締役 昭和60年2月 長谷川実業株式会社(現株式会社グローバルダイニング) 代表取締役 平成16年3月 当社取締役、代表執行役社長 平成22年3月 当社代表取締役社長(現任)	6,292,900株	あり (注1,2)
2	こばやし つねまる 小 林 庸 麿 (昭和48年4月17日生)	平成4年4月 株式会社ホテルクレスト入社 平成9年6月 J.Kレストランサービス入社 平成10年7月 当社入社 平成12年3月 当社代官山モンズーンカフェ チーフ 平成14年4月 当社モンズーンカフェコンセ プトシェフ 平成21年4月 当社執行役モンズーンカフェ コンセプトシェフ 平成21年12月 当社執行役モンズーンカフェ ②センターリーダー 平成22年3月 当社モンズーンカフェ②セン ターリーダー 平成22年10月 当社モンズーンカフェコンセ プトシェフ 平成23年8月 当社執行役員総料理長兼モン ズーンカフェコンセプトシェ フ 平成24年3月 当社取締役総料理長(現任)	21,800株	なし



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
3	にし 西 マイケル (昭和44年11月24日生)	平成5年8月 デロイト&トウーシュエー・エルエルピー ロスアンゼルス事務所入所 平成9年8月 アジアネット株式会社 代表取締役 平成13年10月 ムーア・ストラテジック・パリュウ・パートナーズ・ジャパン入社 平成14年12月 当社入社 最高財務責任者 平成17年7月 一平レストランツ・エルエルシー 最高財務責任者 平成20年7月 イノベーターティブダイニンググループ・エルエルシー 最高財務責任者 平成24年7月 スレータズ50/50・インク 最高財務責任者 平成25年3月 当社取締役(現任) 平成26年7月 ウェッツェル・プレッツェル, エルエルシー 最高財務責任者(現任)	1,000株	あり (注3)

- (注)1. 長谷川耕造氏は、当社の親会社等に該当します。グローバルダイニング、インク、オブ カリフォルニアは当社の子会社であり、長谷川耕造氏は同社のCEOであります。
2. 当社は、長谷川耕造氏より金銭を借り入れ、また同氏に対して社債を発行しております。
3. 西マイケル氏は、米国ウェッツェル・プレッツェル, エルエルシーの最高財務責任者を兼務しており、同社の行うプレッツェルチェーン店の経営等は、当社の事業と競業関係にあります。
4. 西マイケル氏が再任された場合は、業務を執行しない取締役として就任する予定ですので、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。つきましては、監査役全員（3名）は、会社法第336条第4項第2号の定めに従い、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとしていたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	ふじもと さぶろう 藤本 三郎 (昭和24年8月5日生)	昭和48年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 平成3年1月 同行 茅ヶ崎支店 融資課長 平成5年2月 交通情報サービス株式会社出向 総務部経理課長 平成15年5月 独立行政法人(現国立研究開発法人) 科学技術振興機構出向 科学技術理解増進部 事務参事 平成21年9月 同機構へ転籍 理数学習支援センター 事務参事 平成26年4月 株式会社湘南グリーンサービス 顧問(現任)	0株	なし
2	さわ けんすけ 澤 健介 (昭和55年9月15日生)	平成17年12月 新日本有限責任監査法人入所 平成21年6月 公認会計士登録 平成24年7月 三光ソフランホールディングス株式会社入社 澤健介公認会計士事務所設立 同所長(現任) 平成26年3月 当社監査役(現任)	1,000株	なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
3	まつだ じゅんいち 松田 純一 (昭和35年5月4日生)	平成5年4月 東京弁護士会登録・馬場法律 事務所入所 平成14年8月 松田純一法律事務所(現松田綜 合法律事務所)開業同所長(現 任) 平成15年11月 エス・シー・ジェイ債権回収 株式会社(現PAG債権回収株式 会社)取締役 平成16年12月 株式会社ミヤノ 監査役 平成19年4月 ネクスト・キャピタル・パー トナーズ株式会社 監査役(現 任) 平成21年6月 L C R 不動産投資顧問株式会 社 監査役 平成22年6月 郡山ビューホテル株式会社 監 査役(現任) 平成25年2月 Dua & Matsuda Advisory株式会 社 代表取締役(現任) 平成26年4月 東京弁護士会 副会長 平成26年9月 当社監査役(現任) 平成26年10月 大和ハウス不動産投資顧問株 式会社 監査役(現任) 平成27年6月 ヒューマン・メタボローム・ テクノロジーズ株式会社 監査 役(現任)	0株	なし

(注)1. 澤健介、松田純一の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

2. 当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として澤健介、松田純一の両氏を指定し届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 澤健介氏は、当社と関係しない独立した立場であり、会計及び財務に関する知見を活かした公認会計士としての専門的見地から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 松田純一氏は、当社と関係しない独立した立場であり、弁護士としての高い見識と豊富な取締役・監査役の実験等により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって1年半となります。
5. 本議案が原案どおり承認可決された場合、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、当社と各候補者3名との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。なお、澤健介、松田純一の両氏は、社外監査役として当社との間で同様の契約を締結しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
やまぐち ようこ 山口陽子 (昭和47年8月7日生)	平成13年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）・沼田法律事務所入所（主に企業法務、一般民事、医療過誤担当） 平成15年10月 松田総合法律事務所入所（主に企業法務、株主総会運営、事業再生、一般民事訴訟、建築紛争担当） 平成20年4月 松田総合法律事務所退所・弁護士会登録取消 平成20年9月 上海交通大学留学（～平成21年1月） 平成21年3月 東華大学（上海）留学（～平成22年1月） 平成26年3月 弁護士再登録（東京弁護士会）・松田総合法律事務所再入所（主に企業法務、労働法務、不動産担当）	0株	なし

(注)1. 山口陽子氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

2. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

山口陽子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、当社と関係しない独立した立場であり、弁護士の資格を有し、法律の専門家としての豊富な知識及び見識と、客観的かつ女性としての視点から、当社の経営を監督していただけるものと判断し選任しています。

3. 山口陽子氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額については、平成23年3月26日開催の第38回定時株主総会において年額1億円以内（うち社外取締役360万円以内）としてご承認をいただいております。

今般、監査等委員会設置会社に移行するにあたり、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、改めて、同額の年額1億円以内（うち社外取締役360万円以内）と定めることをお願いするものであります。現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案、及び第2号議案が原案通り承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は3名（社外取締役は選任いたしておりません）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額800万円以内と定めることをお願いするものであります。

第1号議案、及び第3号議案が原案通り承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決され、監査等委員会設置会社へ移行がなされると、本総会終結の時をもって常勤監査役である若畑博氏は任期満了により退任となります。当社に役員としての退職慰労金制度はないものの、当社の上場に貢献し、16年という在任中の労に報いるため、下記の通り退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、贈呈の時期、方法などについては、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金額及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

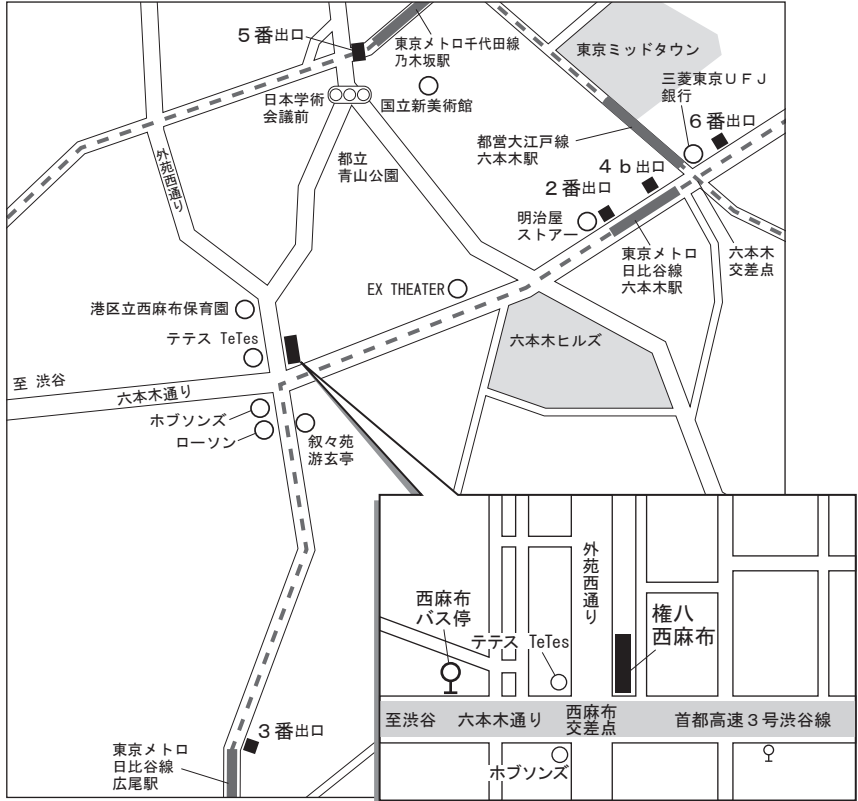
氏名	金額	略歴
わかはた ひろし 若畑 博	1,000千円	平成11年2月 当社入社上場準備室室長 平成12年3月 当社常勤監査役 平成17年4月 当社委員会事務局長 平成22年3月 当社常勤監査役（現任）

以上



# 株主総会会場ご案内図

東京都港区西麻布一丁目13番11号（西麻布交差点角）  
当社店舗「権八 西麻布」  
電話番号 03-5771-0170



## 【会場最寄駅】

- < 地下鉄 > 日比谷線「六本木駅」 2番出口より徒歩10分  
日比谷線「広尾駅」 3番出口より徒歩10分  
大江戸線「六本木駅」 4b出口より徒歩11分、6番出口より徒歩13分  
千代田線「乃木坂駅」 5番出口より徒歩10分  
< バス > 渋谷駅東口バスターミナルより、都営バス新橋駅前行き【都01】に  
乗車、「西麻布」バス停下車徒歩2分

※待合室・駐車場・駐輪場のご用意はいたしておりませんが、誠に恐れ入りますが、株主様でないお連れ様を伴ってのご来場や、お車・バイク・自転車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

**【会場変更のお知らせ】** 本総会は、昨年と会場が異なりますのでご注意ください。